

## 5年前の『特別区設置協定書』

市役所の市民情報プラザに5年前の『特別区設置協定書』配架されている。このときの「法定協議会」資料も並んでいるが、なぜか現在進行中の大阪市廃止・特別区設置の法定協議会資料などは見当たらない。ここにも大阪市の大都市制度「改革」への姿勢があらわれている。

写真は『特別区設置協定書』であり、平成27年2月24日提出とある。説明として「大阪府・大阪市特別区設置協議会が作成した特別区設置協定書について、大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第6項の規定により送付を受けたので、同法第6条第1項の規定により、別紙のとおり同法第5条第5項の意見を添えて、この案を提出する次第である。」

別紙は大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第5項に基づく意見であり、山本早苗・総務大臣から橋下徹・大阪市長宛で「特別区設置協定書（案）については、同条第5項の規定に基づき、その内容について検討したところ、特段の意見はありません」と書かれている。

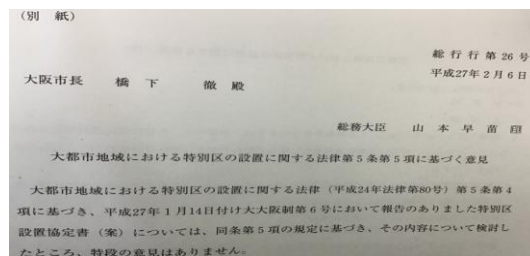
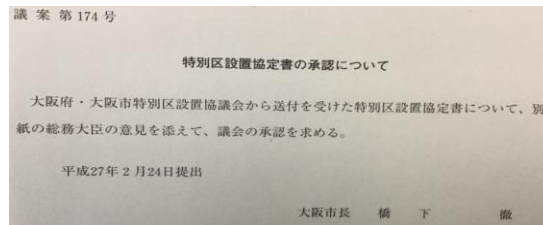
695ページの「特別区設置協定書」は、次の8項目で構成されている。1 特別区の設置の日 2 特別区の名称及び区域等 3 特別区の議会の議員の定数等 4 特別区と大阪府の事務の分担 5 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整 6 特別区の設置に伴う財産処分 7 大阪市及び大阪府の職員の移管 8 その他特別区の設置に関し必要な事項

5年前と一見すると同じような「特別区設置協定書案」が、6月19日の法定協議会で可決され、総務省に送られ検討されている。総務大臣の「特段の意見はありません」といった意見を添えて、吉村知事・松井市長が議会の承認を求める。府会で8月28日、市会で9月3日に議決のようだ。両議会の議決後、大阪維新の会などは1月11日に住民投票を実施しようと画策している。

(2020年7月16日)

### 特別区設置協定書

大阪府・大阪市特別区設置協議会



一 特別区の設置の日（第5条第1項第1号関係）  
特別区の設置の日は、平成29年4月1日とする。

二 特別区の名称及び区域等  
（一）特別区の名称及び区域（第5条第1項第2号関係）  
特別区の名称及び区域は、次の表に掲げるとおりとする。

特別区の名称	特別区の区域
北区	大阪市都島区、北区、淀川区、東淀川区及び福島区の区域
湾岸区	大阪市此花区、港区、大正区、西淀川区及び住之江区（南港北1～3丁目、南港東2～9丁目、南港中1～8丁目及び南港南1～7丁目の区域に限る。）の区域
東区	大阪市城東区、東成区、生野区、旭区及び鶴見区の区域
南区	大阪市平野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区及び住之江区（湾岸区の区域となる区域を除く。）の区域
中央区	大阪市西成区、中央区、西区、天王寺区及び浪速区の区域